

【第 1 問】

《問 1》 1

「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間（① 10）年を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が（② 1）年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

ただし、Aさんのように1961年4月2日以後生まれの男性の場合、特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。他方、1961年4月17日生まれの子Bさんは、原則として、（③ 62）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます」

<解説>

65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受け取る要件として、老齢基礎年金の受給資格期間10年を満たす必要がある。

《老齢基礎年金の受給要件》

国民年金の保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間≥10年

Aさんは、1961年4月2日以後生まれの男性であるため、特別支給の老齢厚生年金の支給はない。子Bさんは、1961年4月17日生まれであるため、62歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することができる。

《問 2》 2

● Aさんの老齢基礎年金の受給額

国民年金の未加入期間（30月）は、老齢基礎年金の年金額の計算には反映されない。

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金の受給額} &= 781,700\text{円} \times (480\text{月} - 30\text{月}) / 480\text{月} \\ &= \underline{781,700\text{円} \times 450\text{月} / 480\text{月}} \end{aligned}$$

● Bさんの老齢基礎年金の受給額

厚生年金保険加入期間も国民年金保険に加入しているため期間を合算できる。合算すると40年（480月）を超えているため、上限の480月になる。

$$\begin{aligned} \text{老齢基礎年金の受給額} &= 781,700\text{円} \times 480\text{月} / 480\text{月} \\ &= \underline{781,700\text{円} \times 480\text{月} / 480\text{月}} \end{aligned}$$

《問3》 3

- 1) 不適切。厚生年金保険の被保険者期間を20年以上有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した時、その者に生計を維持されている65歳未満の配偶者または子がいる場合、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。ただし、本問は、妻Bが夫Aより先に65歳に達するため、加給年金は支給されない。
- 2) 不適切。介護保険の場合、第2号被保険者が65歳になれば自動的に第1号被保険者資格に変更される。資格変更の手続きは必要ない。種別は年齢によるもので、国民年金保険の被保険者種別のように働き方によるものではない。
- 3) 適切。任意継続被保険者となるためには、資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者となるための申出をしなければならない。なお、被保険者でなくなった日までに、継続して2カ月以上の被保険者期間があるという要件も満たす必要がある。保険料は労使折半ではなく、全額Aさんが負担する。

【第2問】

《問4》 2

- 1) 不適切。

$\begin{aligned} \text{T T M} - \text{手数料} &= \text{T T B} \\ \text{T T M} + \text{手数料} &= \text{T T S} \end{aligned}$
--

T T Mを基準に、金融機関の利益を含む手数料を上乗せ、または、差し引いたレートがT T S、T T Bとなる。金融機関によって手数料は異なる。金融機関が通貨を売る（つまり顧客が買う）ときのレートをT T S（対顧客電信売相場）とし、金融機関が通貨を買う（つまり顧客が通貨を売る）ときのレートをT T B（対顧客電信買相場）とする。T T SとT T Bの差をスプレッドという。

- 2) 適切。

預入時に円を米ドルに換える際に適用される為替レートは、金融機関が通貨を売るときのレートにあたるため、T T S（対顧客電信売相場）である。

$$\therefore 1 \text{ 米ドル} = 102.00 \text{ 円}$$

- 3) 不適切。

- ・預入金額：10,000米ドル
- ・預入期間：3カ月 $\Rightarrow$ 0.25年
- ・利率（年率）：2.0% $\Rightarrow$ 2.0% $\times$ 0.25年

Aさんが3か月後に受け取ることができる利息額（税引前）を求める。

$$10,000 \text{ 米ドル} \times 2.0\% \times 0.25 \text{ 年} = \underline{50 \text{ 米ドル}}$$

《問5》 1

- ・預入金額：10,000米ドル
- ・預入期間：3カ月 ⇒ 0.25年
- ・利率（年率）：2.0% ⇒ $2.0\% \times 0.25$ 年

満期時に円貨で受け取った場合における元利金の合計額を求める。

$$10,000\text{米ドル} \times (1 + 2.0\% \times 0.25\text{年}) = 10,050\text{米ドル}$$

満期時に米ドルを円に換える際に適用される為替レートは、金融機関が通貨を買うときのレートにあたるため、TTB（対顧客電信買相場）である。

$$\therefore 1\text{米ドル} = 103.00\text{円}$$

$$10,050\text{米ドル} = 103.00\text{円} \times 10,050 = \underline{1,035,150\text{円}}$$

《問6》 3

- 1) 適切。Aさんが受け取る利子は、利子所得として源泉分離課税の対象である。

《外貨預金の税金》

	利息	為替差損益
為替予約なし	<u>20.315%源泉分離課税</u>	雑所得
為替予約あり	20.315%源泉分離課税	

- 2) 適切。本肢1の解説にある表を参照のこと。
- 3) 不適切。満期時に為替差損が生じた場合、雑所得におけるマイナス（損）は、他所得のプラス（益）と損益通算することができない。

【第3問】

《問7》 1

《Aさんの2020年分の収入等に関する資料》

- 給与収入の金額 : 1,000万円
- 老齢基礎年金の年金額 : 35万円
- 不動産所得の金額 : ▲100万円 (注)

(注) : 土地等の取得に係る負債の利子はない

まず、給与収入の金額1,000万円より、給与所得の金額を求める。

給与所得控除額 = 195万円 (速算表)

給与所得の金額 = 給与収入 - 給与所得控除額

$$= 1,000 \text{万円} - 195 \text{万円}$$

$$= 805 \text{万円}$$

次に、年金収入の金額35万円より、雑所得の金額を求める。

公的年金等控除額 = 110万円 (65歳以上の最低控除額)

雑所得の金額 = 年金収入 - 公的年金等控除額

$$= 35 \text{万円} - 110 \text{万円}$$

$$\Rightarrow 0 \text{円}$$

総所得金額 = 給与所得の金額 + 雑所得の金額 + 不動産所得の金額

$$= 805 \text{万円} + 0 \text{円} + \blacktriangle 100 \text{万円}$$

$$= \underline{705 \text{万円}}$$

《問8》 2

- i) 「妻Bさんの合計所得金額は (① 48) 万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます。Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(② 38) 万円です」
- ii) 「Aさんが適用を受けることができる長女Cさんに係る扶養控除の控除額は、(③ 38) 万円です」

<解説>

妻Bさんの合計所得金額は45万円 (給与収入100万円) であり、合計所得金額が 48万円 (給与収入103万円) 以下となるため、Aさんの控除対象配偶者である。Aさんの合計所得金額は問7で求めたとおり705万円であり、900万円以下に該当するため、Aさんの配偶者控除 (一般の控除対象配偶者) の額は、38万円となる。また、長女Cさん (25歳) は収入がないため扶養対象親族に該当し、扶養控除の額は38万円となる。

《問9》 2

- 1) 不適切。

医療費の金額の合計額が10万円を超えると医療費控除額が算出される。

$$\text{医療費控除の金額（200万円限度）} = \text{実際に支払った医療費の合計額} - 10\text{万円} ※$$

※総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になる

- 2) 適切。

$$\text{医療費控除の金額（200万円限度）} = \text{実際に支払った医療費の合計額} ※ - 10\text{万円}$$

※生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など、保険金などで補てんされる金額は差し引く。

- 3) 不適切。

医療費控除は勤務先で年末調整において適用を受けるのではなく、本人が確定申告することになる。原則として、翌年2月16日から3月15日までの間にAさんの住所地を所轄する税務署長に提出する。確定申告書を税務署に持参または送付して提出する方法のほかに、e-Taxを利用する方法がある。領収書は自宅で5年間保管する必要がある、代わりに医療費控除の明細書を添付することになる。

【第4問】

《問10》 2

建築物の建築面積の上限は、建蔽率を用いて求める。防火地域内に耐火建築物を建築する場合、および、準防火地域内に耐火建築物・準耐火建築物を建築する場合に建蔽率は10%緩和される。さらに、甲土地は、特定行政庁が指定する角地であるため、建蔽率は10%緩和される。

また、建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

$$\begin{aligned} \cdot \text{建蔽率の上限となる建築面積} &= \text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \\ &= 900\text{m}^2 \times (60\% + 10\% + 10\%) \\ &= \underline{720\text{m}^2} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \cdot \text{容積率の上限となる延べ面積} &= \text{敷地面積} \times \text{容積率} \\ &= 900\text{m}^2 \times 240\% ※ \\ &= \underline{2160\text{m}^2} \end{aligned}$$

$$※ 6\text{m} \times 4 / 10 = 24 / 10 \Rightarrow 240\% < 300\% (\text{指定容積率}) \quad \therefore 240\%$$

《問11》 3

- i) 「Aさんが自己建設方式により甲土地に賃貸マンションを建築した場合、相続税の課税価格の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。貸家建付地の価額は、『自用地価額×(①(1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合))』の算式により評価されます。甲土地の借地権割合は(② 60) %です」
- ii) 「甲土地が貸付事業用宅地等に該当すれば、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができます。貸付事業用宅地等は、(③ 200) ㎡までの部分について50%の減額が受けられます」

<解説>

- ① 甲土地は貸家建付地として評価される

貸家建付地の価額＝自用地価額×(1－借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

- ② 路線価の高い方を正面路線とするため、甲土地の路線価は300Dとなる。
記号Dの借地権割合は60%である。
- ③ 「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

《問12》 3

- 1) 適切。等価交換方式の場合、建設資金の負担は事業者になる。完成した建物の住戸等をAさんと事業者が出資割合に応じて取得する。
- 2) 適切。事業用定期借地権方式の場合、期間を定めて土地を貸すため、甲土地を手放さずに安定した地代収入を得ることができる。土地の所有権はAさんであり、建物の所有権はX社である。期間満了後、X社は土地を更地にして返還することになる。
- 3) 不適切。建設協力金方式の場合、土地所有者であるAさんが建物を建設する際、テナントであるX社が差入れた建設協力金を建設費の支払いに充当する。Aさんは借入れすることなく、土地・建物の所有権を持つことになる。建設協力金は、「保証金・敷金」と名称を変えて、賃貸借契約期間終了時までAさんからX社に均等返済する。建物をX社に賃貸して、保証金等の返済分を差し引いた賃料を毎月受け取るようになる。X社が撤退しても更地で変換されることはなく、建物はそのまま残る。汎用性の低い建物の場合には後継テナントも付きにくいというリスクがある。

【第5問】

《問13》 1

- 1) 不適切。遺留分権利者になることができるのは、兄弟姉妹を除く法定相続人であり、配偶者・子・直系尊属である。被相続人Aさんの二女Dさんは、遺留分侵害額の請求等ができる。直系尊属のみが相続人である場合を除き、遺留分の割合は1/2である。また、本問において、民法上の法定相続人および法定相続分は、配偶者が2分の1、長女Cと二女Dさんがそれぞれ4分の1である。

$$\begin{aligned}\text{二女Dさんの遺留分} &= \text{遺留分を算定するための財産価額} \times \text{遺留分割合} \times \text{法定相続分} \\ &= 3 \text{億円} \times 1/2 \times 1/4 \\ &= \underline{3,750 \text{万円}}\end{aligned}$$

- 2) 適切。生命保険金は、民法上の相続財産に含まれないため、遺産分割協議の対象にならない。したがって、死亡保険金受取人の固有の財産となるため、代償分割の際の代償金を支払う資金を準備できる。Aさんが死亡した場合の死亡保険金受取人を長女Cさんに指定すれば、長女Cさんが不動産を相続する代わりに、二女Dさんに代償金として現金を支払うことができる。
- 3) 適切。公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成する。公証人がその原本を厳重に保管する信頼性の高い制度である。

種類	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
遺言可能年齢	15歳以上		
証人	不要	2人以上の証人が必要	
家庭裁判所の検認	必要※	不要	必要

※遺言書保管所の保管は不要

《問14》 2

課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）は、2億4,000万円である。

【相続税の総額を求める】

相続税の総額の計算過程においては、実際の遺産の分割割合とは無関係に、課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて仮に取得したものとして税額を算出する。

設例では、法定相続分は、妻Bさんが $\frac{1}{2}$ 、長女Cさんと二女Dさんが各 $\frac{1}{4}$ となる。

● 法定相続人の法定相続分に応じた各取得金額

・妻Bさん $2\text{億}4,000\text{万円} \times \frac{1}{2} = 12,000\text{万円}$

・長女Cさんと二女Dさん $2\text{億}4,000\text{万円} \times \frac{1}{4} = 6,000\text{万円}$

● 法定相続分に応じた取得金額に係る相続税額（速算表で計算）

・妻Bさん $12,000\text{万円} \times 40\% - 1,700\text{万円} = 3,100\text{万円}$

・長女Cさんと二女Dさん $6,000\text{万円} \times 30\% - 700\text{万円} = 1,100\text{万円}$

● 相続税の総額

$3,100\text{万円} + 1,100\text{万円} \times 2\text{人} = \underline{5,300\text{万円}}$

《問15》 1

1) 適切。

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」における限度面積と減額割合は以下のとおり。

宅地の区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	<u>330㎡</u>	<u>80%</u>
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地		
貸付事業用宅地（貸付用不動産の宅地）		200㎡	50%

2) 不適切。被相続人の居住の用に供されていた宅地等を被相続人の配偶者が取得する場合、取得者における本特例の適用要件は特にない。相続税の申告期限までに自宅の敷地を売却した場合も本特例を適用できる。

3) 不適切。自宅の敷地（特定居住用宅地）と賃貸ビルの敷地（貸付事業用宅地）について本特例の適用を受ける場合、適用対象面積は調整される。なお、特定居住用宅地と特定事業用宅地について本特例の適用を受ける場合は、適用対象面積の調整はせず、それぞれの適用対象の限度面積まで併用できる。